

■ 令和4年度 新潟市障がい者地域自立支援協議会 第30回全体会

日 時：令和5年3月20日（月）

午前9時30分～午前12時00分

会 場：白山会館 大平明浄の間

（事務局）

ただいまから、新潟市障がい者地域自立支援協議会第30回全体会を開催いたします。

本日は、お忙しいところ自立支援協議会全体会にご出席いただきありがとうございます。

私は、司会を務めさせていただきます障がい福祉課給付係の星野と申します。よろしく願いいたします。

この会議では、議事録作成のため録音させていただきます。ご了承くださいますようお願いいたします。

また、ご発言の際には挙手をお願いいたします。担当がマイクをお持ちいたします。

会議に入る前に、本日の会議の配付資料の確認をお願いいたします。事前にお送りした資料として、本日の次第、委員名簿、座席表、資料1から資料5-2があります。そして、机上配付として、資料6を配付させていただいております。すべてお手元にありますでしょうか。不足等がありましたら、挙手をお願いいたします。

それでは、開会にあたりまして、福祉部長佐久間よりごあいさつ申し上げます。

（福祉部長）

皆様、おはようございます。新潟市福祉部の佐久間です。皆様におかれましては、日ごろからさまざまな場面を通じまして、本市の障がい福祉施策の推進にご協力、ご尽力いただき誠にありがとうございます。また、年度末のお忙しい中、本会議にご出席いただきまして、重ねてお礼を申し上げます。

この会議は年に2回のペースで開催しておりまして、本日の会議では、各区の協議会や運営事務局会議、相談支援連絡会から今年度の取組みについてご報告いただき、障がい福祉の課題に関する協議会、活動全体の方向性や、施策の実現に向けた議論をいただく場となっております。これまで、皆様から数多くのご意見を賜り、本市の障がい福祉施策に反映させていただいているところです。本日も、皆様から忌憚のないご意見を賜り、本市の施策に反映させるため、実りのある場となるようお願い申し上げます。私からのあいさつとさせていただきます。本日もよろしく願いいたします。

(事務局)

なお、佐久間部長は、業務の都合によりここで退席とさせていただきます。

(福祉部長)

よろしく申し上げます。

(事務局)

次に、本日の出席者ですが、お手元の配付資料、新潟市障がい者地域自立支援協議会第30回全体会名簿のとおりです。

本日は、高橋委員、渡邊（勇）委員、長谷川委員、佐藤委員より、欠席のご連絡をいただいております。

それでは、これより議事に移らせていただきます。ここからは、海老会長に進行をお願いいたします。海老会長、よろしくお願ひいたします。

(海老会長)

おはようございます。先ほどもありましたように、年度末のお忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。

今回の会は、2年任期の1年目の第2回となります。議事、議案が盛りだくさんとなっておりますが、スムーズな進行へのご協力と、忌憚のないご意見をいただければと思います。

新型コロナウイルス感染症もかなり落ち着いてきて、今朝、ラジオを聞いていたところ、送別会がようやく開催できるようになり、まちも非常に活気づいてきたという話がありました。引き続き感染対策には気をつけながら、以前のような社会に戻っていければいいかなと思っております。

それでは、進めさせていただきます。本日の会議では、区自立支援協議会、相談支援連絡会の今年度の取組みについて報告させていただきます。協議会全体の活動内容を確認しながら進めさせていただきますので、限られた時間ではありますが、よろしくお願ひいたします。

それでは、「議事（1）区自立支援協議会の特徴的な取組み・成果及び今後の計画」についてです。資料1をご覧ください。これに関しましては、全体会での口頭説明を省略させていただいております。事前に資料配付させていただいておりますので、読み込んでいるかと思います。限られた時間を有効的に利用するためですので、ご了承ください。各区の取組みにつきまして、ご質問やご意見がある方は、挙手にてお願ひいたします。

(坂井委員)

資料4ページの西区について、区協議会委員や相談支援専門員間で、課題のあるケースや地域課題について検討を行ったという中に、精神科病院との連携とあります。これについて、どのような連携をされているのか、具体的に教えていただければと思います。

(西区健康福祉課障がい福祉係担当)

西区役所障がい福祉係の内山と申します。今ほどのご質問については、計画相談支援事業所の相談支援専門員と精神科病院のケースワーカーが集まり、精神疾患のある方のケース検討を行い、現場と病院の間で分からない部分の情報共有を図り、病院の立場からのご意見もいただきました。病院と一層連携を図るには、というテーマなどで話をすることができ、有益な時間となりました。

(海老会長)

ほかにご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

では、続いて「議事(2) 運営事務局会議における協議・検討状況の報告」につきまして、渡邊副会長より説明していただきます。

(渡邊副会長)

資料2をご準備ください。1ページに令和4年度運営事務局会議開催状況を記載しております。また、2ページが今年度の委員名簿となっております。第1回、第2回の協議事項につきましては、前回10月の全体会でご報告いたしましたので、今日は省略させていただきます。

第3回は、11月24日に開催しております。ここでは、区協議会で出された個別の事例を基にして、就労支援の状況について情報共有を行いました。さまざまな支援が展開されている就労系サービスについて、情報を共有する場がないこと、令和6年度の報酬改定に向けた情報収集の必要性、就労系サービス事業者の地域偏在があることによって、区ごとに課題認識が異なること等を確認しています。運営事務局会議にて、まずは、各区の担当者が抱えている課題認識の集約を行うこととしました。

続いて、第4回は2月22日に開催しております。ここでは、肢体不自由児の放課後等デイサービスの利用調整に係る情報交換を行いました。内容としては、肢体不自由児を主たる支援対象としている放課後等デイサービスであっても、事業所内外がバリアフリーに対応しておらず、利用調整に苦慮したケースの報告がありました。新潟市においては、児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所の情報をまとめたガイドブックが発行されていますが、個別の事業所紹介ページにて、バリアフリーに関する情報を追加することができないかという検討を、それぞれのガイドブックの発行元に依頼したことの情報共有がありました。

また、第3回会議で行うこととした、就労支援に関する各区の担当者の課題認識を集約しました。主な内容として、在宅就労の実態が見えづらいことや、就労系相談機関と各区との連携推進などが課題としてあがりました。就労支援に関する課題の把握については、引き続き協議していくことが必要という方針となり、来年度のワーキング設置に向けた検討を現在開始しているところです。

(海老会長)

ただいまの説明について、ご質問、ご意見等はありませんか。挙手にてお願いいたします。

就労系サービスの課題につきましては、今後、ワーキングの設置を検討していくことになるかと思いますが、よろしいでしょうか。

ご意見等ないようですので、続いて、「議事(3)相談支援連絡会及び各班の活動報告」に移ります。相談支援連絡会の会長である本多委員より説明していただきます。

(本多委員)

相談支援連絡会の本多です。よろしく申し上げます。資料3-1をご覧ください。資料の1ページ及び2ページにあるとおり、相談支援連絡会には五つの課題検討班と二つのワーキングを設置しており、各班での検討内容を班長ワーキング長会議で情報共有しております。私自身は班長ワーキング長会議に参加させていただいており、各班の進捗状況を確認し、必要に応じて助言等を行っています。

それでは、各班及びワーキングの担当から、今年度の活動実績について、それぞれ3分程度で報告をお願いします。相談支援体制強化班から順によろしくお願いいたします。

(本田相談員)

副班長の基幹相談支援センター東の伊藤が欠席のため、本田から報告させていただきます。

資料は3ページです。相談支援体制強化班では、昨年度作成しました新潟市の人材育成ビジョンに基づいて、二つの研修会を実施しました。一つ目がベースアップ研修です。昨年度までは新潟市内全域の相談支援専門員を対象に一つの研修を行っていましたが、今年度は、各基幹相談支援センターのエリアごとに研修会を行いました。基幹秋葉エリアは10月20日、基幹東エリアは1月11日、基幹中央エリアは3月8日、基幹西エリアは3月24日に開催しています。

「見立て力UP～真のニーズをひろおう～」をテーマとし、アセスメント時の着眼点とニーズ整理の方法について、講義とグループワークを行いました。基礎的な内容でしたが、ベテランの方の参加も多く、見立て力の大切さやポイントを伝えることができました。基礎を固めることが、利用者の方への丁寧な関わりと相談支援専門員の業務の効率化につながるため、来年度の研修に生かしていきたいと思っています。

二つ目は、ステップアップ研修です。12月9日に新潟市黒崎市民会館にて開催しました。前半は、元厚生労働省相談支援専門官の大平様に、チームアプローチについての講義をしていただきました。後半は、新潟市特別教育サポートセンター、新潟市立児童発達支援センター、新潟白根総合病院在宅医療・介護連携ステーション南、新潟県地域生活定着支援センター、新潟市パーソナルサポートセンターの各機関の紹介と、グループワークを行いました。大平様に分かりやすい講義をしていただき、自身の業務を振り返るきっかけとなるような研修でした。来

年度も同じテーマで開催し、チームアプローチへの理解が一層深まるような研修を予定しています。その他の活動実績については、3 ページに記載のとおりです。相談支援体制強化班の活動報告は以上になります。

(竹田相談員)

続いて、権利擁護班の報告をさせていただきます。権利擁護班は、障がい者虐待防止、意思決定支援・成年後見制度推進、セルフアドボカシー支援、障がい理解の啓発という4本柱を軸に活動しています。具体的な活動として、八つの行政区すべてでの擁護者虐待に対する対応力の均一的な発展のために、各区における虐待防止担当職員、基幹相談支援センター、区内相談支援専門員という3者の顔の見えるネットワーク形成を進めてきましたが、今年度の北区、東区の研修会をもって、一通り終えることができました。障がい者虐待防止については、今年度より義務化された事項があるため、障がい福祉サービス事業者の従事者による虐待防止という点に重点を置き、後半は活動を進めました。具体的には、市内の二桁を超える事業所に対して、講師を権利擁護班から派遣し、講義を行いました。併せて、義務化された事項が達成されているかについて、市内の約650事業所に対してアンケート調査を1月に行いました。回答があったのは419事業所で、回答率はいまひとつであり、今後は事業所における障がい者虐待防止体制をより一層強化していく必要があると思っています。

意思決定支援・成年後見制度推進、セルフアドボカシー支援、障がい理解の啓発については、研修会を開催し、担当者の理解を深めました。今後は、中核機関の整備を進めている福祉総務課とも連携しながら進めていきたいと考えています。

(丸山相談員)

精神障がい班の報告をさせていただきます。5 ページをご覧ください。昨年度実施した「精神障がい者の地域生活支援の現状とニーズに関するアンケート調査」を踏まえて活動してきました。ご本人やご家族が気軽に相談できる場所や身近な居場所、また、退院後の回復期の社会復帰の準備段階として、ご本人のペースで就労できる場所が求められており、支援者側については、精神障がいのご本人、ご家族への支援力の向上や、支援者自身も相談できる場所が必要と感じているというアンケート結果を基に、二つの研修会を開催しました。11月26日に「地活勉強会」を開催し、市内地域活動支援センターの職員を対象に、「障がい者（児）福祉のしおり」の活用術や、インテーク・アセスメントのポイントについての講義及びグループワークを実施しました。参加の方は8名と小さな研修会でしたが、充実した内容となりました。

「精神障がいの理解・対応に関する研修会」と題した研修会では、新潟市こころの健康センターから、パーソナリティ障がいを中心に、支援者が対応に悩むことが多い精神障がいの理解と対応について講義をしていただきました。先ほどお話ししたアンケートの中でも、パーソナ

リテイ障がいのお話を聞きたいという声があり、30名の方に参加していただきました。また、各会議では、こころの健康センターが開催している「精神障がい者の地域生活を考える会」について情報共有しながら、活動を進めてきました。

(関川相談員)

基幹相談支援センター秋葉の関川と申します。6ページをご覧ください。療育等支援班重心・医ケアワーキングの活動実績をご報告いたします。「医療的ケア児担当者研修会」を11月8日に、オンラインと現地参加のハイブリッド形式にて開催いたしました。99名と大変多くの方に参加していただきました。事例を基にパネルディスカッションを行い、医療的ケア児の支援に関わる関係機関の役割と、多職種連携の必要性について発信しました。参加された方より多くのご意見をいただくことができたので、次年度の活動に生かしたいと考えています。

その他の活動として、訪問看護ステーションの看護職員が放課後等デイサービス事業所に訪問し、看護行為を行うことにより、放課後等デイサービス事業所が算定できるようになる「医療連携体制加算」を活用することで、放課後等デイサービス事業所による医療的ケア児の受入れを進める取組みも行いました。

また、障がい福祉課から発行された「医療的ケアが必要なお子さんのためのガイドブック」について、ワーキングでも進捗状況を確認してきました。

(貝沼相談員)

療育等支援班児童体制ワーキングの報告をさせていただきます。新潟市においては、障がい児のサービス事業所が右肩上がりに増えており、今後も設置されていくことが望ましいとされています。これまでは関係機関の連携をテーマとしていましたが、少しテーマを切り替えて、研修会のターゲットをより絞っていくことにいたしました。

まずは、児童発達支援管理責任者を対象とした「ベーシック研修」を9月に開催しました。以前、新潟市の放課後等デイサービスにいらっしゃった捧氏に来ていただき、「支援プロセスのブラッシュアップ」をテーマに、個別支援計画にポイントをあて、計画を生かした支援の実施についてお話しいただきました。

12月には、「ステップアップ研修」を児童発達支援管理責任者と児童を担当している相談支援専門員を対象として開催しました。「ベースアップ研修」と同じく捧氏に来ていただき、「発達支援の価値を共に見出し・つくる～演習をとおして、チームプレーによる発達支援の価値を学ぶ～」というテーマで実施しました。会議は全6回開催しており、来年度も引き続き進めていこうと思っています。

(本田相談員)

地域生活支援拠点班の報告をさせていただきます。基幹相談支援センター東の本田です。よ

ろしくお願いいたします。地域生活支援拠点班では、障がいの有無にかかわらず、住み慣れた地域で安心した生活が継続できる支援体制の構築に向け、国が示している五つの機能を軸に、施設における支援状況の確認や、地域生活の継続に向けた相談支援の周知に努めました。また、各区の協議会での協議状況の情報共有を図るとともに、拠点事業所間の連携強化の取組みを行っています。

拠点事業の実施状況については、資料 3-2 をご覧ください。今年度における 1 月までの実績として、障がい者夜間休日コールセンター「らいとほうす」における相談対応件数が 156 件でした。そのうち、約 3 分の 1 が緊急時対応プランを作成している事前登録者の方からの相談となっていて、29 件の訪問支援と 43 件の受入支援につながっています。

併せて、障がい福祉サービス利用者については、計画相談支援事業者による 24 時間の緊急コーディネート対応機能の強化を図っており、「4」に記載のとおり、5 事業所で 5 件の実績がありました。この機能につきましては、引き続き 24 時間の連絡体制をとっている計画相談支援事業者へ拠点登録を促すことで、対象となる利用者の拡大を目指すこととしています。

「2」の①に戻ります。基幹相談支援センターにおいても、本人・家族への相談支援として 8,187 件、関係機関への専門的な相談支援として 566 件の対応を行いました。「2」の②、③ですが、グループホームの空き状況を年 4 回、基幹相談支援センターで確認しています。その情報を活用し、グループホームの利用を希望するご本人の特性等に応じたコーディネートを行い、20 人の体験利用につながっています。④として、相談支援従事者初任者研修と現任研修におけるインターバル実習の受入れを計 62 件、⑤として、区の協議会における事業所とのネットワーク会議や研修会を 102 回行っています。

「3」ですが、連携協定短期入所事業所による緊急時の受入れ対応については、12 事業所で 78 件の実績となっており、定員を超過して対応された例も 2 件の実績がありました。

「5」ですが、強度行動障がい者児への適切な支援を提供できる体制の構築に向けて実施している、強度行動障がい支援マネージャーの派遣については、24 人に対して 75 回の派遣によるコンサルテーションが実施されています。

さらに、これら各拠点事業の連携による支援体制の強化と調整を目的として、拠点事業所連絡会を 8 月と 1 月に 2 回実施しています。各事業所での実施体制や懸案事項への対応方法の共有等を行いました。ここでは、短期入所事業所の実態として、児童虐待をはじめとした家庭に課題のある児童の利用や、介護者のレスパイトを目的とした定期利用を希望する契約者が増加傾向にあり、受入調整が困難な状況になっていることを確認しています。地域生活の継続のために、引き続き短期入所の受入れ先を拡充していくことも必要であることを再確認しています。

資料 3-2 の 2 ページ目は、らいとほうすの事前登録者の要件等が記載されています。3 ペー

ジ、4 ページが拠点登録事業者リストになっています。4 ページの基幹相談支援センターの枠の「主な内容」をご覧ください。下線の箇所ですが、国が相談支援専門員の新たな資格として創設し、県が令和3年度から養成研修を実施している主任相談支援専門員については、地域の相談支援専門員への助言やネットワークの構築等を実施することとされており、今年度、基幹相談支援センターが中心となって主任相談支援専門員の会を立ち上げました。この会では、より身近な地域単位での人材育成や地域のネットワークづくりを推進することとしています。新潟市は令和3年度までに五つの機能を整備し、支援体制の充実を図ってきていますが、拠点機能の新たな取組みとして位置づけることで、専門的人材の養成や地域の体制づくりについて、一層の推進を図っていきたいと考えています。

(本多委員)

皆様、ありがとうございました。各班やワーキングのやるべきことが明確になり、形ができてきたと思います。短い時間での説明で申し訳ないですが、各班ともかなり時間をかけて、とても濃い内容に取り組んでいて、本当に頭が下がる思いです。特に、研修については大変良い内容をしているので、今後も多くの方が参加していただけたらと思います。来年度に向けて、より活性化していけるよう、引き続き、どうぞよろしくお願いいたします。

(海老会長)

ただいまの説明について、ご意見、ご質問等はありませんか。よろしいでしょうか。

今ほどの説明の中で、主任相談支援専門員の養成研修が令和3年度から始まったというお話がありました。令和4年度にも数名の主任相談支援専門員の方が研修を修了しています。今後、資料にも記載のある「ni-syu (ニーシュ)」の会が具体的に動いていくものと考えております。

それでは、スムーズな議事の進行にご協力いただいておりますので、少し早いですが、ここで10分間の休憩を取らせていただきます。お手元の時計で10時16分から再開させていただきますので、よろしくお願いいたします。

(休 憩)

(海老会長)

皆様お集まりでしょうか。それでは、再開させていただきます。

続いて、「議事(4) 令和5年度新潟市障がい者地域自立支援協議会の体制(案)について」です。これにつきまして、渡邊副会長より説明をお願いいたします。

(渡邊副会長)

では、ご報告させていただきます。休憩の前に相談支援連絡会から報告がありましたが、こ



の自立支援協議会では、平成 29 年度から相談支援連絡会を設置し、班体制を柔軟に見直しながら、地域課題の確認や共有、改善に向けた取組みを行ってきました。運営事務局会議としては、これまでに各班が取組んできた活動を引き続き継続していくことが必要だと考えており、令和 5 年度から、常設の専門部会として設置してはどうかということで、意見をまとめさせていただきました。

新体制の案について、資料 4 をご覧ください。上段が令和 5 年度の案です。各部会の取組みについては、これまでの班活動での取組みを踏襲していただきながら、今まで以上に PDCA サイクルを意識し、今もさまざまな課題について取組んでいただいています。部会として新たな課題を見つけ、取組んでいただきたいと思います。

さらに、運営事務局会議には、各部会の部会長にも出席していただくことで、区協議会の取組みの各部会への共有を一層推進するとともに、各部会の取組みを各区の協議会、区の担当者の方にフィードバックさせやすくなるように、意識的に取組んでいきたいと考えています。また、来年度に向けた協議会の資料について、前回のこの全体会でのご意見を反映させることも含めて、事務局に修正していただいています。先ほど、本多委員からも、来年度に向けて、より活性化していければというご意見もいただきました。今後は、資料 4 の上段の図のように取組んでいきたいと考えています。

(海老会長)

資料 4 の中に、「新潟市障がい者地域自立支援協議会について」というタイトルの資料があります。その中に、事務局に修正していただいている部分がありますので、ご確認いただければと思います。今までは、各班の中に班長、ワーキング長がいて、その方々がそれぞれの班の会議を終えた後に、班長ワーキング長会議の場で報告、情報共有していました。そこに出席している相談支援連絡会の本多会長から、運営事務局会議にて、各班の進捗状況等を各区の担当者にも共有させていただいていたところ。今ほど、渡邊副会長から報告があったように、来年度からは部会長も運営事務局会議に参加する体制となります。令和 5 年度の新体制につきまして、異議はありませんか。異議なしということでよろしいでしょうか。拍手を持って承認いただければと思います。

(拍手)

ありがとうございました。それでは、来年度から、相談支援連絡会の各班を専門部会に移行させる形で運営させていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

なお、「新潟市障がい者地域自立支援協議会設置要綱」第 7 条第 2 項の規定により、部会の委員は会長が指名させていただくことになっていますが、新年度の各事業所の配置等を確認させていただきながら、事務局や基幹相談支援センターと調整し、改めてお声がけをさせていただ

きたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

来年度の自立支援協議会の体制については以上とさせていただきます。これにつきまして、ご質問、ご意見等はありませんか。よろしいでしょうか。

続きまして、「議事(5) 障がい者基幹相談支援センター事業報告」に移らせていただきます。障がい者基幹相談支援センター西の竹田相談員から説明をお願いいたします。

(竹田相談員)

障がい者基幹相談支援センター西の竹田と申します。よろしくお願ひします。令和4年度の障がい者基幹相談支援センターの事業報告を4センター分まとめて報告いたしますので、よろしくお願ひします。

資料5-1をご覧ください。1ページ目に担当エリアの概要、人員体制、業務内容を記載しています。約20万人に1か所となるよう配置し、市内を4か所の基幹相談支援センターでカバーしています。

令和4年度の人員体制は、相談員が18名、事務兼相談補助員が4名の合計22名となっています。各センターは、月に一度の全体会議で情報共有等を行いながら、新潟市全体をこの22名がワンチームとなって支えていく体制で動いています。

業務内容は、記載されている6本の柱で動いています。6本柱の具体的な内容については2ページ目以降に記載されておりますので、ご説明させていただきます。

2ページをご覧ください。まずは、(1) 総合相談・専門的な相談支援の実施についてです。総合的な相談については、障がい種別を問わずあらゆる相談に対して支援を行ってまいりました。専門的な相談としては、生活困窮、虐待、触法、8050世帯、不適切行動、Keep-Safeの案件等について、より専門性を有する関係機関と継続的かつ計画的に連携を行い、支援を行いました。また、計画相談支援事業所等へのアドバイザー事業を実施し、困難ケースへの後方支援も行ってまいりました。これからも障がい者中心の支援を基本に、障がい者相談における重層的な支援体制を強化するとともに、幅広い相談に対応しながら、多職種連携により地域の実情に応じた相談支援体制の構築を図ることで、障がい者とそのご家族が安心して生活できる地域づくりに引き続き努めていきたいと思ひます。

3ページをご覧ください。(2) 地域の相談支援体制の強化についてです。区自立支援協議会への参画や、その他の地域の関係機関との連携強化に係る事業として、今年度の取組状況をセンターごとに記載しています。詳細につきましては資料にてご確認いただきたいと思ひます。

各基幹センターは、区自立支援協議会をはじめ、さまざまな関係機関との連携によって、地域の相談支援体制の強化に関する取組を行っています。引き続き、関係機関との連携による地域の相談支援体制の強化に努めたいと考えています。

6 ページをご覧ください。(3) 地域移行・地域定着の促進への取組み及び支援についてです。精神障がい者の地域移行については、自立支援協議会精神障がい班や精神障がい者の地域生活を考える会に参画するなどし、精神障がい者の支援者向けに昨年度実施したアンケート調査の結果を踏まえ、二つの研修会を開催しました。障がい者施設からの地域移行については、区の協議会におけるグループホームの支援力向上や連携強化の取組み、基幹相談支援センターから相談支援専門員へグループホームの空き情報を提供し、体験利用を促進する取組みを行っており、地域で継続して生活できる支援体制の整備に引き続き努めていきます。

7 ページをご覧ください。(4) 権利擁護・虐待の防止についてです。障がい者への虐待の防止、意思決定支援、成年後見制度の推進については、各種研修会を開催することで支援体制の構築を図りました。事業所従業者による虐待防止については、虐待防止法の改正により義務化された事項のアンケート調査を全事業所に対して行ったところ、実施状況に不十分な点が確認できたため、事業所における虐待防止対策の普及、啓発の推進について、引き続き検討を行っていきます。

8 ページをご覧ください。(5) 障がい児等療育支援事業についてです。身体、知的、発達障がい児、在宅重症心身障がい児、医療的ケア児等の療育支援に関する相談について、対応しました。児童虐待、二次障がい、複雑な家庭環境による世帯支援が必要なケースは増加傾向であり、計画相談支援事業所や支援実施機関との連携により、支援を行いました。また、障がい児の支援体制の強化について、各センターに配置している障がい児支援コーディネーターの会議で状況の確認や検討を行うとともに、地域のネットワークづくりにも取り組みました。引き続き、適切な早期療育の実施に向けた支援体制づくりに努めていきます。

9 ページをご覧ください。(6) 共に生きるまちづくり条例に係る相談及び啓発活動についてです。障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例の相談窓口として、相談対応を行いました。この条例のさらなる普及、啓発のためには、地域において障がいの理解を進めていくことが重要と考えています。引き続き、障がいのある人もない人も生活しやすい都市の実現に向けた取組みを実施していきたいと思えます。

最後に、13、14 ページをご覧ください。今年度、新潟市の主任相談支援専門員が集う会として、「ni-syu」を創設しました。主任相談支援専門員は、地域づくりや人材育成等、地域の中核的な役割を果たすこととされていますが、これを踏まえ、新潟市における主任相談支援専門員の機能と役割を明確にするとともに、主任相談支援専門員が地域における中核的な人材として活躍できるよう、具体的な取組みを協議、検討、実施することを目的として創設したものです。13 ページに記載の委員会ごとに、来年度から研修会の開催等、具体的な活動を始める予定です。

その他の取組みについては、10 ページから 12 ページをご覧ください。また、資料 5-2 は相

談対応の具体的な事例をお示ししています。後ほどご覧いただければ幸いです。

(海老会長)

ただいまの報告で、ご質問、ご意見ありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

それでは、伊勢亀委員にお伺いしたいのですが、基幹相談支援センターとの連携というのは、計画相談支援事業所としては非常に機会が多いと思いますが、関わってもらってよかったという点や、助かったという点、ni-syu の会に寄せる期待などがありましたら、ご意見いただければと思います。

(伊勢亀委員)

主に基幹相談支援センター東ですが、困ったときに相談しやすい場所なので、大変助かっております。また、今年度は差別的な部分の相談、具体的には放課後等デイサービスを急に利用できなくなったという子がいて、対応が難しいことについて相談させていただき、とても助かりました。

(海老会長)

今ほど、差別的な相談で助かったというお話でしたが、竹田相談員から意見はありますか。

(竹田相談員)

先週、共生条例推進会議が開催されました。差別に関する事例の数は、少し低調な相談件数になっていますが、障がい福祉課管理系の担当者と一緒に取組むことができるような体制になっています。差別相談があがってくることが大切と思っていますので、あがってきた相談に介入していくことを通じて、障がい理解の啓発を一層推進していく形をとっていただければと思っています。今後ともよろしくお願いします。

(海老会長)

今ほどと同じ内容について、久住委員、いかがでしょうか。

(久住委員)

新潟難病支援ネットワークの久住と申します。私も、困ったことがあれば基幹相談支援センターに相談できるという安心感をいつも持ちながら業務をしています。

質問とは少し違いますが、医療的ケアの必要な児童に対する取組みがあって、それにつきましては、先般、3月10日付で「医療的ケアが必要なお子さんのためのガイドブック」を障がい福祉課給付係からいただいて、とても形になってきているなということで、感心しているところです。大変ありがとうございます。

(海老会長)

ガイドブックの話が出ましたが、浅妻委員から少しご説明をお願いします。

(浅妻委員)

西新潟中央病院療育指導室の浅妻と申します。重心・医ケアワーキングで研修会を企画しているという報告が先ほどありましたが、それと関係して、医療的ケアが必要な方が、いろいろなサービスを使う際の参考になればということで、ワーキングでもガイドブックについて検討していました。医療的ケアが必要な児童の方にとって、有益な情報の一つとなればと思っております。

(秋山委員)

新潟県障害者リハビリテーションセンターの秋山です。主任相談支援専門員についてお聞きします。現在の主任相談支援専門員の人数とその内訳は基幹相談支援センターの相談員のみなのかということと、研修を受けるにあたって、どのような要件が設定されているのかということをお聞きしたいと思っております。

(海老会長)

障がい者基幹相談支援センター西の貝沼相談員から、ご説明をお願いします。

(貝沼相談員)

新潟市の主任相談支援専門員は、現在 13 名です。そのうち、基幹相談支援センターの職員は 10 名なので、基幹相談支援センターの職員ではない方もいらっしゃいます。今後はそういう方がどんどん増えていくと思います。

主任研修の受講要件とすると、初任者研修修了後、5 年以内に現任研修を受ける必要があるとされています。その現任研修を修了かつ実務経験が 3 年以上である者が対象となるので、最低でも 8 年間は相談支援専門員を継続していないとできないという要件があります。スーパービジョンや地域づくりといった知識や経験を有することも必要なこととされています。

(秋山委員)

ありがとうございました。14 ページに名簿が載っていました。

(給付係長)

給付係の星野です。今ほどの貝沼相談員のご説明の中で、主任相談支援専門員になるには 8 年掛かるというご説明があったと思うのですが、その部分について、確認です。初任者研修を受けた翌年に現任研修を修了することもできると思いますので、そこから現任研修修了後、3 年間の実務に就いて主任研修修了ということになると、最短 4 年でとれるのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

(貝沼相談員)

現任研修は、5 年という期間の中で受けられる研修で、初任者研修の翌年に受けることも可能なので、4 年で主任相談支援専門員になる方も中にはいらっしゃると思いますが、現実的に

は、初任者研修後 5 年かつ実務経験 3 年という期間を通して、中核的な人材になれるかなというご説明をしたかったということです。

(給付係長)

経験年数的なところで言えば、4 年や 5 年ほどでも主任研修を受けることはできますが、その後、ni-syu のような活動に取り組むことができる人材を新潟市としては求めていきたいので、そういった人材の養成を各計画相談支援事業者の中でも、法人の方でも意識的にしていただいて、そういった方々に主任研修を受講していただき、一緒に地域を作っていくという思いが基幹相談支援センターからの説明に含まれていたものと思っています。

(海老会長)

それでは、続きまして、「議事 (6) 令和 5 年度の主な事業について」に移らせていただきます。事務局からご説明をお願いいたします。

(障がい福祉課長)

障がい福祉課の大島と申します。日ごろから大変お世話になっております。それでは、資料 6 をご覧ください。資料では、障がい福祉課をはじめ、庁内各所属で取り組む障がい福祉に関連する事業のうち、主な事業を記載していますが、説明につきましては、障がい福祉課所管の事業のほか、会議に出席しているこころの健康センター、それから特別支援教育課より、それぞれ所管する事業について説明させていただきます。

1 ページをご覧ください。まず、令和 5 年度当初予算の総括になりますが、障がい福祉課所管の歳入予算総額は 163 億 4,278 万 8,000 円で、対前年度比でおよそ 19 億 8,000 万円、率にして 13.8 パーセント増となっています。これは主に介護給付費等の増に伴う国、県の負担金が増加していることによるものです。一方、歳出予算総額は 251 億 8,451 万 1,000 円で、対前年度比で約 17 億 6,000 万円、率にして 7.5 パーセント増となっています。これは、今ほど歳入で説明したとおり、主に介護給付等事業の増によるものです。

なお、障がい福祉課の歳出予算総額の内訳につきましては、お配りしています、参考資料 1 の令和 5 年度当初予算説明資料をお時間のあるときにご覧いただければと思います。本日は、新年度予算のうち、主な事業について説明させていただきます。

資料の 6 ページをご覧ください。はじめに、(1) 共生のまちづくり条例関連事業です。この事業は、「新潟市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例」の普及啓発を図るための事業です。令和 4 年度同様、条例周知に係る研修会、講習会等を継続的に開催するとともに、障がいのある人とない人が触れ合う機会の拡大、創出や、障がい者アート等を活用した効果的な周知啓発等、共生社会の実現に向けた、「ともにプロジェクト」をさらに推進していきます。

障がいのある人とない人の交流の機会の創出として、小中学校において障がいのある方を招

いて福祉教育を行う場合の謝礼補助の予算枠を令和5年度より拡充し、共生社会について学ぶ機会の拡充を図ります。また、課題となっている若年層の条例認知度の向上を図るために、障がい者アートを活用した周知啓発イベントの実施や、学生を対象としたワークショップを開催するなど、若い世代に共生について考えてもらう機会を提供することで、認知度向上につなげるとともに、若年層から広く市民に共生についての認識を深めてもらうためのアイデアを募り、今後の施策に生かしていきたいと考えています。

7ページをご覧ください。介護給付等関連事業です。各種障がい福祉サービスの提供を通じ、地域での自立した生活の推進を引き続き図っていきます。提供する主なサービスについては、記載のとおりです。先ほども申し上げましたが、介護給付費等につきましては、市内の事業所数や利用者数が増加傾向にあり、特にグループホームや就労継続支援、放課後等デイサービス等は、サービス利用のさらなる増加が見込まれております。今後も引き続き、必要な人が必要なサービスを受けられるよう、適切なサービスの供給を確保してまいります。

続いて10ページをご覧ください。(5) グループホーム運営費補助金です。この事業は、共同生活の場として運営されるグループホームについて、国のサービス報酬が事業運営の実情に見合っておらず、運営に掛かる経費が不足する状況にあることから、市独自にグループホームの運営費に対する補助を行っているものです。

特に、事業内容の二つ目の重度者支援補助について、障がい支援区分4以上の重度者を受入れた場合の補助を手厚くしていますが、行動障がいや医療的ケア等、特別な支援を必要とする方の受入れが進んでいないことから、強度行動障がい者を支援するための体制整備を評価する国の「重度者支援加算Ⅱ」を取得する事業所に対しては、実質的に助成額が大きくなるよう単価設定し、加算取得を促すことで、引き続き行動障がい者の受入体制整備を促進してまいります。

11ページ、(6) 障がい者基幹相談支援センター事業です。先ほども竹田相談員からご説明していただきましたが、障がいのある方からの相談や情報提供等の支援を行うほか、「共生のまちづくり条例」に係る障がい等を理由とする差別相談として、障がい者または障がい児の方が安心して地域で暮らせるよう、相談支援体制の強化を図ってまいります。基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な機関として、専門性の高い相談支援や地域における相談支援の質の向上等、その求められる機能は重要かつ多岐にわたっております。

今後も計画相談支援事業者や地域生活支援拠点等の関係機関と効果的な連携体制の構築、連携強化を図ることで、障がい者相談支援の中核機関としての事業を継続してまいります。

13ページ、(8) 障がい者ピアサポート研修事業です。この事業は、令和5年度から新たに実施する事業です。ピアサポートとは、自らの障がいや疾病の経験を生かしながら、障がいのある人の支援を行うことで、障がいのある人の地域移行や地域生活の支援に有効であるとされて

います。令和3年度の障がい福祉サービス等報酬改定において、計画相談支援事業所等を対象とした「ピアサポート体制加算」及び就労継続支援B型事業所を対象とした「ピアサポート実施加算」が新たに設けられました。これらの加算は、地域生活支援事業の実施要綱で定める「障害者ピアサポート研修」を修了した障がい者と管理者等の配置が要件となっています。令和5年度から、新潟県と共同でこの研修を実施することで、障がい福祉サービス事業所等におけるピアサポートの取組みを支援していきます。

14ページ、(9)社会福祉施設等整備費補助金です。この事業は、障がい者の入所、入院からの地域生活移行に向けて、居住の場であるグループホームや日中活動系サービスの受け皿確保、障がい福祉施設の防災・減災対策等に要する経費の一部を補助するものです。令和5年度の整備予定といたしまして、令和4年度補正予算により、生活介護・就労継続支援B型の多機能型事業所1棟について、老朽化した施設の移転、創設に対して補助を行います。当該施設においては、移転、創設に合わせて生活介護の定員を20名程度増員する予定であり、重度障がい者のさらなる受け皿確保を図ります。また、令和5年度当初予算において、障がい者支援施設及び短期入所を併設する障がい児入所施設の設備に対する補助金として、およそ3億1,000万円を予算措置しています。

こちらにつきましては、お配りした別紙1をご覧ください。新潟市における障がい者支援施設等の整備としまして、今年度第1回目の障がい者施策審議会において、障がい福祉計画における施設入所者数の増加目標達成に向けた障がい者支援施設の整備について、本市の動きや検討状況を説明したところですが、第1回目の審議会以降、施設の整備方針や整備・運営事業者の選定等、新潟県や庁内関係課、事業者等と調整を行ってきましたので、現状について改めてご報告します。施設整備の概要ですが、障がい福祉計画では、基準値となる令和元年度の610人から令和5年度末までに639人という成果目標を掲げていることから、障がい者支援施設は定員30名から40名の規模で整備することとし、併せて、現在、本市には福祉型障がい児入所施設がなく、すべての支援を市外施設への調整で対応していることから、福祉型障がい児入所施設も含めた一体的な整備計画として、事業者からの提案を募集いたしました。

選定結果ですが、今回の募集で二つの社会福祉法人から応募があり、市職員及び外部委員で構成する評価委員会による選定の結果、社会福祉法人新潟太陽福祉会を整備・運営事業者として選定いたしました。提案内容は、障がい者支援施設30名、障がい児の入所施設10名、併設する短期入所が2名となっています。

今後のスケジュールですが、今回の事業者からの提案では、社会福祉施設等整備費国庫補助金の活用を見込んだ計画となっており、令和5年度中の国庫補助採択に向けて、事業者とも調整を図りながら国と協議を行い、整備計画の早期実現を目指して取り組んでいきます。



(飛澤主査)

こころの健康センターの飛澤です。こころの健康センターからは、精神障がい者地域移行・地域定着支援事業についてご説明いたします。

15 ページをご覧ください。障がいの有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、保健・医療・福祉等の関係機関の連携の下、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指し、体制整備を推進しています。

具体的な取組みとして、令和2年度から設置しています、「新潟市精神障がい者の地域生活を考える会」にて、当事者の視点を基盤とした協議を行っています。この考える会では、孤立しない、孤立させない地域づくり、人づくり、当事者、家族支援者間のネットワークの強化を取組方針として、年2回の全体会開催のほか、三つのワーキンググループで活動に取り組んでいます。令和3年度の全体会におきまして、住まいの確保、住居支援、必要な人への情報発信、居場所の必要性等が、新たな課題として出されています。この三つの課題につきまして、令和4年度から検討し、取り組んでいます。令和5年度においても、全体会とワーキンググループでこれらの課題について引き続き取り組んでいきます。全体会では、ワーキンググループの取組みの状況など、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築の進捗状況について評価します。

ワーキンググループの人材育成班では、一人一人の困りごとに寄り添い支援することができる人材の育成を目指して、その時々トピックをテーマとした大規模研修会を1回、業務に役立つ内容をテーマとした小規模研修会を3回開催します。

ピア活動班では、当事者も家族も支援者も孤立しない、させない支援体制づくりを目指して、当事者、家族、支援者がそろって相談を受ける合同相談会と、支え合う仲間の輪や支援のつながりを広げるための当事者等交流会を、それぞれ年2回開催します。

企画・調査班では、地域で生活する精神障がい者と家族の具体的な課題やニーズを把握し、取組みの検討を行います。令和5年度は、当事者へのインタビュー調査を実施するとともに、令和4年度に実施した家族へのインタビュー調査の集計分析を行い、精神障がい者と家族の課題の抽出と解決のための今後の方策を検討します。

最後に、こころサポーター養成研修について、お話しします。お手元の別紙2と別紙3をご覧ください。これは、令和3年度から、厚生労働省がNIPPON COCORO ACTIONとして、地域におけるメンタルヘルスや精神疾患についての普及啓発を進め、精神疾患の予防や早期介入につなげることを目的に、心のサポーター養成事業を試行的に開始しているものです。精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築には、精神医療や相談窓口等の充実に加えて、地域住民の理解や支えが必要であることから、今年度、本市でもこころサポーター養成研修を、一般市民を対象として試行的に実施しました。令和5年度以降においても継続実施し、地域住民の

メンタルヘルスへの理解を深め、互いが支え合う地域づくりに取組みます。

今後、精神障がいのある方が安心して生活できる地域づくりと、精神障がいのある方が活躍できる機会づくりに取り組んでいきます。

(関原総括指導主事)

続いて、特別支援教育課の令和5年度事業について説明いたします。

17ページをご覧ください。令和5年度は、自立を目指す特別支援教育の推進に向け、二つの事業を実施します。一つ目は、個別の教育支援サポート事業です。個別の教育支援計画等についての作成支援システムを市立学校園に導入することで、配慮を要する幼児児童生徒等への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制を整備します。今年度は、14校園でモデル実施や中間調査を行いました。令和5年度は試験導入学校園を拡充し、効果検証を行います。切れ目ない支援体制の構築に向け、福祉分野の関係事業者等へ試験導入を展開予定です。また、さまざまな分野を活用し、広く市民に特別支援教育について啓発していきます。

18ページをご覧ください。事業の二つ目は、特別支援教育の推進事業です。年々増加する支援を必要とする児童生徒に対応するため、大きく六つの事業を行います。

(1)は、階段昇降車に関わる必要な経費の支出です。移動、点検、修理に掛かる費用を助成します。

(2)は、特別支援教育サポートセンターや就学相談会における支援・相談等です。この事業では、特別支援教育サポートセンターを中核として、東と西の特別支援学校、8区すべてに設置した発達障がい通級指導教室が相互に関連し、医療、福祉、保健等の関係機関とも連携し、教育相談や就学相談を行い、小中学校に在籍する、支援を必要とする児童生徒の支援を行います。サポートセンターの対応件数は、令和5年2月末までに延べ992件です。このうち、学校支援件数は640件です。相談内容は、教育相談、就学相談、学校や園への支援、学習指導に関わる支援等、そのニーズは多様です。学校の多忙化解消に配慮し、可能な限りサポートセンター職員が訪問するようにしています。

(3)は、特別支援教育推進校による支援・相談等です。各地区の発達障がい通級指導教室が設置されている学校を、特別支援教育推進校として位置づけ、各地区内の通級指導や学校支援にあたります。

(4)は、特別支援教育に関わる研修の実施です。新潟市立幼稚園、学校教職員の特別支援教育の専門性向上のため、管理職、特別支援教育コーディネーター等、職員別の研修を行います。管理職、主任層等、職員別に特別支援教育に関する研修を行うことにより、校長のリーダーシップの下、全教職員で特別支援教育に関する知識や考え方を共有し、特別支援教育を全校体制で組織的、計画的に推進することをねらいとしています。そのほかに、特別支援学級の担当者

は、特別支援教育課主催の特別支援教育の講座等を受講することができます。特別支援学級担当者と管理職、コーディネーター等、主任層の両側から特別支援教育の専門性を向上させ、教育的支援を必要とする児童生徒の自立と社会参加につながる力を育てまいります。

(5) は、特別支援教育ボランティア配置事業です。特別支援教育ボランティアについては、募集を継続しており、ニーズを調整して要請のあった学校に配置しています。登録者数は、令和5年2月末現在で6人、ボランティア活動数は延べ77回です。令和5年度も多くの方に登録していただけるよう、ホームページ等で広く呼びかけを行ってまいります。

(6) は、要約筆記ボランティア配置事業です。難聴児への情報補償のため、ノートテイクや要約筆記を行うボランティアを募集し、学校等へ派遣します。

令和5年度も、これらの事業を通じて支援を必要とする児童生徒が自立と社会参加をすることができるよう、努めてまいります。

(海老会長)

ただいまの説明について、ご質問やご意見はありませんか。

(久住委員)

難病支援ネットワークの久住です。今、ご説明がありました17ページの個別の教育支援サポート事業について、2点教えていただけたらと思います。

1点目が、個別の教育支援計画の作成支援システムを導入ということですが、これは今やっている計画作成をシステム、コンピューター等といった仕組みに少しずつ移行するというような捉え方でいいのかどうかについてです。

それから、令和5年度の実践の二つ目の中に、「福祉分野の関係事業所等へ試験導入」との記載があります。これは教育と福祉の連携ということで、大変素晴らしい取り組みだと感じましたが、学校と福祉事業所との情報共有が想定されているとすると、個人情報等の管理にどのような形で対応していくのかということ、参考までに教えていただけたらと思います。

(関原総括指導主事)

まだ試験導入の段階で、実際にやってみて検証する形になりますので、その点をお含みおきください。作成支援システムということで、現在も作成したものをコンピューターで入力したり出力したりすることはありますが、それは職員が話し合っただけで児童生徒の実態を捉え、このような指導方針で行きましょうということで、基本的に紙の上で作るものです。

このシステムは、児童生徒の実態等をたくさんの項目の中から入力することによって、課題や支援方法がシステムとして打ち出される。コンピューターの方から提案されて打ち出される、というものです。入力する項目は非常に多いですが、それを入力することによって、最適な指導方法が見つかるのではないかとということで、導入を検討しているところです。

今年度は、記載のとおり 14 校園で、つまり学校現場だけで実施していたのですが、計画は学校だけが作るものではなく、学校入学前、学校にいる間、そして学校を出てからも支援の計画を作ることになりますので、それらが卒業後も引き継がれて、システムとして連携するようなことができないかということ、来年度、検証しようと考えているところです。

(久住委員)

ありがとうございます。切れ目のない支援ということで、大変有効かと思しますので、ぜひ検証していただいて、円滑な連携が図れますよう、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(秋山委員)

特別支援教育推進事業の中の(6)に要約筆記ボランティア配置事業とありますが、令和4年度に実績があったのか、教えていただきたいと思ひます。

(関原総括指導主事)

これについては、特に聞いておりません。実績はなかったということです。

(海老会長)

ほかにかがでしょうか。本日用意されている内容につきましては、以上となります。

今回が今年度最後の全体会となりますが、一部委員の方から異動等による交替があるとお聞きしております。全体会への参加が最後となる方がいらっしゃるようであれば、一言ごあいさついただきたいと思ひます。挙手にてお願ひします。

(上杉委員)

中東福祉会障害者支援施設満日の里の上杉と申します。任期の途中ではありますが、今年度で退任となります。

入所施設は、地域のサービスとしてはわずかな部分にはなりますが、やはり、最後の砦が入所施設なのかなと思ひながら、日々対応してきました。一旦、施設に入ると、地域から施設の中は見えにくいもので、なおかつ、コロナ禍になってしまったことで、さらに外から見えにくい施設となったこの数年だったかなと思ひますが、少しずつ緩和されていく中で、また開かれた施設、皆さんの目に届く施設になってくれたら良いと感じています。

新潟市は、他の市町村に比べて、入所待機者が非常に多いことが課題かと思ひます。今のご時世、新しい入所施設ができないと言われている中で、新しく入所施設ができる、やっと児童の施設もできるということで、当施設としても、市内の連携を考えたときに、非常に心強いなと感じております。年間10件もいかないところですが、毎年待機者が増えている中で、空きがどのくらい出るかという、今年もやっとお一方、お二方、退所される方が出ているというような、出づらく入りにくいのが入所施設の実情となっております。非常に若くして入る方もいらっしゃるれば、高齢化して親もいない中で入っていらっしゃる方もいますので、地域移行と思

っていても、数が伸びないところが、施設としても悩みではあります。

地域のグループホーム等の整備もしていただいている中で、入所施設も地域の中の一員として、改めてその役割というものを、この会に参加させていただくことで感じる事ができています。現在、入所を希望される方は、8050 問題による親の高齢化や状態の重度化等で、ご自宅での介護が困難な方が非常に多く見られますが、今後とも地域の力をお借りしながら、入所施設として皆さんの暮らしに役立つことができたらいいなと思っております。

また、障がい福祉計画が見直しの時期に入ってきていますので、市の方針として、今後どういったところに力を入れていくのかということを考える必要があると思っております。今回、新しく入所施設ができることになりましたが、多くの既存の施設は、定員 50 名という単位で入所施設を運営していて、施設の規模としては、40 名から 60 名までで施設の定員が設定されています。その 50 名を何とか 60 名に近づける方がいいのではないかと希望を持っていますが、入所の定員は、今は増やしづらいという実情もあります。ただ、入所を希望している方もたくさんいる中で、お互いに今できることの接地点の折り合いがうまくつくといいのかなと感じております。少しとりとめのない話になったのですけれども、今回、会議で出た方針、取組みを施設に持ち帰り、今後について考えていけたらと感じております。

1 年という任期でしたが、いろいろと勉強させていただき、大変ありがとうございました。

(海老会長)

上杉委員、ありがとうございました。次のステージでのご活躍を祈っております。また、いろいろな面からご助言等いただければと思います。よろしくお願いします。

続きまして、熨斗委員、お願いいたします。

(熨斗委員)

南区社会福祉協議会コミュニティソーシャルワーカーの熨斗です。

私は全体会 1 年目で、手探りの中、この会に出席させていただきました。4 月から秋葉区社会福祉協議会に異動となります。後任に秋葉区社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカーの佐藤が参りますので、この全体会も出席させていただくと思われれます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

また、南区は自立支援協議会が大変活発なのかなということがあり、私も 3 年間出席させていただきました。上杉委員からお話があったとおり、8050 問題や親亡き後、そして南区は全体的に移動に関する課題等も出ている中で、どのように取組めるかについて、皆さんと連携させていただきながら、少しずつ取組めるところから開始させていただいています。今後もさまざまな障がい分野の課題が出てくるかと思っておりますので、引き続き皆さんと連携させていただきながら取組んでいきたいと思っております。

1年という短い間でしたが、皆様のご意見等聞かせていただきまして、貴重な経験となりました。本当にありがとうございます。

(海老会長)

異動ということで、秋葉区でのご活躍をお願いしたいと思います。精神障がい班では非常にお世話になりました。どうもありがとうございました。

それでは、本多委員、お願いいたします。

(本多委員)

新潟県地域生活定着支援センターの本多と申します。7年間という大変長い間、お世話になりました。この協議会に出させてもらい、勉強することもたくさんありましたし、いろいろな出合いやつながりができて、本当に良いことが多く、楽しく参加させていただきました。地域生活定着支援センターは、罪を犯した障がい者の方の社会復帰の支援をしております。なぜ障がいのある方が罪を犯したかといった背景を探ると、そもそも障がいがあるにもかかわらず、福祉の支援につながっていないという方であったり、今ほども話がありましたけれども、療育の問題、虐待やいじめといった権利擁護の問題、8050問題等、自立支援協議会の地域課題として取り上げていることと、私たちの支援対象者が犯罪に至った背景というものがとてもリンクする部分があって、私も7年間使っていただけたのかなと思っております。

来年度、自立支援協議会はまた新たな体制になると思いますが、部会員、委員の皆様だけではなく、たくさんの方が参画できるような自立支援協議会になれば良いなと思っています。皆様のこれからのご活躍もお祈り申し上げます。

地域生活定着支援センターとしては、来年度、職員全体としては5名体制で動いていきたいと思っていますので、引き続き、当センターにご理解ご協力をよろしくお願いいたします。長い間、ありがとうございました。

(海老会長)

本多委員、ありがとうございました。長きにわたり、相談支援連絡会を仕切っていただきまして、ありがとうございます。次の異動先でもご活躍をお願いしたいと思います。

それでは、これで議事を終了とさせていただきます。進行を事務局にお戻します。

(事務局)

委員の皆様、お疲れ様でした。また、海老会長におかれましては、長時間にわたっての議事進行、大変お疲れ様でした。ありがとうございました。

ほかに、事務連絡のある方はいらっしゃいませんか。よろしいでしょうか。

以上をもちまして、新潟市障がい者地域自立支援協議会第30回全体会を終了とさせていただきます。本日はありがとうございました。